

付則

1. 事務局およびデータ集計事務局はそれぞれ、変更の必要が生じない間は名古屋大学 第一内科および愛知県がんセンター研究所疫学部設置する。
2. 本会則は以下の者を名誉会員、役員、各種委員会委員と定め、日本骨髄移植研究会正会員がそのまま本学会正会員となり、平成7年12月21日からとりあえず発効させる。

名誉会員

服部絢一、千田信行、柴田 昭、高久史麿、
天木一太、永井清保、宮崎 保

会長

原田実根（任期は平成8年4月1日より1年間）

次期会長

池田康夫（任期は平成9年4月1日より1年間）

理事

浅野茂隆、池田康夫、大平睦郎、加藤俊一、小寺良尚、
斎藤英彦（庶務担当）、柴田弘俊、十字猛夫、関口定美、
田島知郎、辻 公美、土肥博雄、長尾大、西平浩一、
仁保喜之、原田実根、正岡 徹、松田 保、森島泰雄（以上19名）

評議員

秋山祐一、雨宮洋一、稲尾公子、今村雅寛、江上康一郎、
王 伯銘、岡村 純、岡本真一郎、尾上裕子、河 敬世、
笠井正晴、金丸昭久、氣賀沢寿人、幸道秀樹、是沢光彦、
権藤久司、坂巻 壽、塩原信太郎、澄川美智、高橋 聡、
高上洋一、谷本光音、土田昌宏、土屋 滋、榑 和央、
永井謙一、中畑龍俊、浜島信之、原 宏、平岡 諦、
平林憲之、星 順隆、堀部敬三、松山孝治、丸田老郎、
宮脇修一、麦島秀雄、森下剛久、森山美昭、山田芳嗣（以上40名）

臨床治験に関する学術委員会委員

浅野茂隆、池田康夫、小寺良尚、原田実根

臨床データ管理委員会委員

浅野茂隆、小寺良尚、柴田弘俊、土肥博雄、原田実根、
浜島信之、岡本真一郎、大平睦郎、加藤俊一、氣賀沢寿人、
長尾 大、松山孝治

ニュースレター編集委員会

事務局（谷本光音）

3. 不備の点は平成9年度の理事会において審議決定するものとする。
4. 不要となった付則については、その時点で削除するものとする。



発行：日本造血細胞移植学会 〒466 名古屋市昭和区鶴舞町65番地名古屋大学医学部第一内科内 TEL (052) 744-2146 FAX (052) 744-2161
発行者：齋藤 英彦 編集責任：日本造血細胞移植学会ニュースレター編集委員会 印刷：株式会社セントラルコンベンションサービス 年2回発行：1997年7月創刊

ご挨拶

日本造血細胞移植学会（The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation, JSHCT）は、1978年に創立された日本骨髄移植研究会から発展的に移行して1996年に設立されました。その第1回（通算第19回）総会が12月岡山で開催され、約1,500名の参加者がありました。これは多様化する造血幹細胞移植に多大な関心が寄せられている証左ともいえます。わが国における骨髄移植の本格的な臨床応用は1970年代後半のことですが、この分野の研究の進展は著しく、非血縁ドナー骨髄移植は実施症例数が既に1,000例を超え、末梢血幹細胞移植や臍帯血幹細胞移植の臨床応用が積極的にすすめられています。このような状況において、JSHCTの果たすべき役割はきわめて大きいと思われま

す。本学会は、骨髄移植研究会の時代より、造血幹細胞移植に携わる医師だけでなく、看護婦さんをはじめとするコメディカルの方々、そして骨髄移植のために活動されているボランティアの方々も参加される、ユニークな学術団体といえます。また、骨髄移植研究会の主たる事業として造血幹細胞移植に関する全国調査が1994年より開始されました。毎年公表される報告書は、愛知県がんセンター疫学部の浜島信之先生の努力によって年々充実し、移植医にとって必須の data book になりつつあります。このような事業は、他の学会では余り例を見ないものであり、本学会がさらに力を結集して全国データ集計のシステムをグレードアップしていくことは、本学会の重要な仕事であると断言できます。

新たに発足した JSHCT が、骨髄移植研究会で伝統的に培ってきた自由な雰囲気や失うことなく、造血細胞移植領域における基礎的および臨床的研究や移植医療の進歩のために、ユニークで創造的な活動を行う学会として、さらに発展することを期待したいと思います。

第19回日本造血細胞移植学会総会
会長 原田 実根

第20回日本造血細胞移植学会
総会のお知らせ

第20回総会は12月18日（木）、19日（金）の両日、東京丸の内東京国際フォーラムにて開催されます。今回は「21世紀の細胞治療への力の結集 - 新しい医療体制を目指して - 」をテーマとし、医師ばかりでなく様々の分野の方々に参加していただき活発で自由な討論の中から細胞治療の将来の方向性を明らかにできればと考えております。

具体的な内容ですが、特別講演（1題）、シンポジウム（3題）、招待講演（3題）において、造血幹細胞の分化と骨髄間質細胞、樹状細胞の細胞生物学、造血幹細胞の増幅、T細胞等を用いた細胞治療の最前線、さらに細胞治療をめぐる医療体制のあり方を取り上げます。

また、新たにこの分野に入ってきた方々の為に、教育講演（12題）を企画し、細胞治療の現状と問題点をわかりやすく解説することを計画しています。前回より始まった「造血幹細胞移植のガイドライン」に関するワークショップも継続して行います。

本年度から学会にガイドライン委員会が組織され造血細胞移植に関する幾つかの項目についてガイドラインが検討されますがその発表も予定されています。

一般演題は原則としてポスター発表としますが、広いスペースでゆっくりと討論が出来る様に計画されています。一般演題の中から優れた演題数十題を選択し口演発表（simultaneous session）とする予定です。この他にも数題のランチオンおよびイブニングセミナーも計画しております。

この学会が培ってきた自由で若々しい雰囲気を大切にしまりのある総会となる様、私共も精一杯努力致しますがどうか多数の方々の御参加を切にお願い申し上げます。

第20回日本造血細胞移植学会総会
会長 池田 康夫

第19回日本造血細胞移植学会理事会及び評議員会議事

要旨 (平成8年12月18日 岡山市)

1. 報告事項

庶務報告として、総会の開催状況(会長)、会員動態(事務局)、会費納入状況(事務局)について説明があり、ついで会計報告及び監査がなされ承認された。

2. 審議事項

新しい会則、新しい会則に基づく役員人事、その他の事項について審議を行った。

- 1) 新しい会則案が示され、一部改定の上承認された(別添会則参照)。
- 2) 新しい会則に基づく役員人事については、会長より新役員(学会としての理事、評議員)の承認がもてられた。これに対して、一部評議員より選出方法などに関して疑義が出され、議論が行われた。結局、今回は過渡的措置としてやむを得ないということで承認され、今後選出方法などについて具体的に検討していくこととなった。なお、今回推薦のあった評議員候補者(3名)については、今回は審議、承認を見合わせる事となった。
- 3) その他審議事項として各種委員会の検討が行われた。臨床データ管理委員会は、ワーキンググループの設置、データ利用のあり方、登録データの充実とくに財政的支援などについて討議することとなった。本学会の教育的活動として、ガイドライン委員会を設置し、毎年総会時に教育シンポジウムを開催していくことが提案され、承認された。臨床治験に関する学術委員会の設置が提案され、今後具体的検討を行うこととなった。
- 4) 事務局より、当面ニューズレターを年2回発行していく予定について説明がなされ、承認された。
- 5) 次々期会長に森島泰雄先生(愛知県がんセンター血液化学療法部)が推薦され、承認された。

日本造血細胞移植学会会則 (平成8年12月18日改訂)

第I章 名称

第1条 本会は日本造血細胞移植学会(英語名: The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation, 略: JSHCT)と称する

第II章 目的および事業

第2条 本会は造血細胞移植の研究とその治療成績向上を図ることを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 国内外の関係学会との交流
- 5) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータ集計事務局を常設する。

第III章 会員

第5条 本会員は、名誉会員、功労会員、正会員、賛助会員より構成される。

第6条 名誉会員は、年次学術集會会長を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第7条 功労会員は、理事を経験し65歳を越えた会員で、理事会で推薦され、評議員会で承認される。

第8条 本会の目的に賛同し所定の手続きを経れば正会員となることができる。ただし、正当な理由無く2年間以上会費を納入しなかった場合および本会の名誉を著しく汚した場合は理事会の審議を経て除名されることがある。

第9条 正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第10条 賛助会員は本会の目的に賛同し財政的支援を与える団体をもって充てる。

第IV章 役員および役員会

第11条 本会には次の役員を置く。
会長、次期会長、次々期会長 各1名、理事20名前後(事務局に勤務する庶務担当理事1名を含む)、会計監事 2名、評議員約40名前後(理事および会計監事を含む。但し、正会員数の5%は越えないものとする)。

第12条 次々期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、評議員会で承認決定される。その任期は該当年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第13条 理事は、欠員がでた場合に理事会において62歳までの評議員の中から推薦され評議員会で承認、決定される。任期は3年とするが、65歳までは再任は妨げない。

第14条 会計監事は、理事の中から会長が指名する。任期は1年とする。

第15条 理事会は会長によって少なくとも年一回、年次学術集会の前に開催され、全理事の2/3以上の出席をもって成立する。本会では、新役員の推薦、会則変更、事業、会計、などの重要な審議を行う。なお、名誉会員は本会に出席し意見を述べることができるが、票決の際にはこれに加わらないものとする。会長が必要と認めた場合は臨時理事会を開催することができる。

第16条 評議員は会員歴5年以上の62歳以下の正会員の中より理事会において推薦され評議員会で承認される。任期は理事と同様に3年間、65歳迄とするが、再任は妨げない。

第17条 評議員会は名誉会員、功労会員、理事、評議員によって構成される。毎年理事会に引き続き会長によって召集され、全評議員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。理事会での審議事項について報告すると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第18条 その他、理事会の要請に応じて各種委員会を置くことができる。各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、任期は2年とするが再任は妨げない。各種委員会の規定は別に定める。

第V章 総会および学術集會

第19条 総会は年次学術集會の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第20条 年次学術集會は会長の責任の下に演題を公募

し毎年開催される。本総会プログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長にはデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。なお、一般応募演題の発表者の中の少なくとも1人は正会員でなくてはならない。

第21条 会長が必要と認めるときは、年次学術集會以外の学術集會を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。

第VI章 その他

第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第23条 本会の年会費は評議員が10,000円、正会員が5,000円、賛助会員が50,000円以上、と定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費が免除される。

第24条 年次学術集會は一般公開とする。会場費は会長の責任によって定められるものとする。

第20回日本造血細胞移植学会総会開催のご案内

来る平成9年12月18日(木)・19日(金)の2日間にわたり、21世紀の細胞治療への力の結集～新しい医療体制を目指して～をテーマに、東京国際フォーラムにおいて、池田康夫会長(慶応義塾大学医学部)のもと開催されます。奮ってご参加ください。

演題の締切は平成9年7月31日必着

総会への連絡および演題申込先は

第20回日本造血細胞移植学会総会事務局

〒150 東京都渋谷区広尾2-9-25

エルピーエス

TEL:03-3407-4338

FAX:03-3407-4348